

日本神経内分泌学会 評議員会・総会 議事録

日 時：2015年9月18日（金）13：20～13：50

場 所：戦災復興記念館（仙台） 記念ホール

【議 題】

1. 定款等改正の件 [審議/報告事項]
2. 2014年度庶務報告 [報告事項]
3. 2014年度決算、2015年度見込み及び2016年度予算案の件 [審議事項]
4. 2017年度学術集会会長の件 [審議事項]
5. 2015年度名誉会員、功労評議員、評議員再任、新評議員の件 [審議事項]
6. 2015年度特別功労賞、学会賞、川上賞、若手研究帝人ファーマ助成金、若手研究奨励賞（YIA）の件 [審議/報告事項]
7. 第43回学術集会の準備状況 [報告事項]
8. その他 [報告事項]
 - 1) 日本脳科学関連学会連合：評議員の交代、第4回評議員会の報告
 - 2) Newsletterのウェブ掲載について
 - 3) 学会ホームページのリニューアルについて

評議員会・総会の開会にあたって島津 章 理事長より出席人数の確認があり、定款第20条及び第25条の定足数（評議員会63名、総会177名）を満たす出席者（評議員会72名、総会185名、委任状を含む）があることから、本評議員会・総会は成立する旨の報告があった。

引き続き定款23条により、議長に井樋慶一 学術集会会長（庶務担当常務理事）が選出され、井樋会長の司会により議事が進められた。

1. 定款等改正の件 [審議/報告事項]

1-1. 定款の改正について [審議事項]

本年4月24日の理事会において承認されている定款の改正について、島津理事長より報告され、満場一致で承認された。

【定款の改正要約】事業の追加、会員分類の見直しとそれに伴う名誉会員および功労評議員の権利の明確化、役員の方針の記載、議決を委任状のみで対応している現行の理事会・評議員会・総会に関する記述箇所から「書面表決」部分を削除する。

改正案	現行
【日本神経内分泌学会定款】 （事業） 第4条 本会は次の事業を行なう。	【日本神経内分泌学会定款】 （事業） 第4条 本会は次の事業を行なう。

<p>1. 学術集会の開催 2. 国際交流 3. 国際的研究者の育成 4. 研究業績の顕彰 5. その他、本会の目的達成に必要な事項</p> <p>(会員) 第5条 本会の会員を次のように分ける。 1. 正会員 (1) 一般会員 (2) 評議員 (3) 学生会員 2. 功労評議員 3. 名誉会員 4. 賛助会員</p> <p>第6条 正会員は本会の目的に賛同し、所定の年会費を納入した個人で、その年度の学術講演会での講演発表の権利ならびに評議員会または総会の表決権を有する。また3年連続して会費を納入しなかった者は正会員の権利を失う。</p> <p>2. 正会員が退会を希望するときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。</p> <p>第7条 功労評議員は、第18条3項により任期を終了した評議員で、議員歴10年以上の経歴を有し本会に功労のあった者で、理事会が推薦し、評議員会および総会の承認を得て決定する。</p> <p>2. 功労評議員は本会会費を免除され、他の権利は別途定める。</p> <p>第7条を設けたことにより、これ以降の条番号を1加える</p> <p>第8条 名誉会員は本会の目的に関し特に功績のあった者で、理事会が推薦し、評議員会および総会の承認を得て決定する。</p> <p>2. 名誉会員は本会会費を免除され、他の権利は別途定める。</p> <p>第9条 賛助会員は本会の目的に賛同し、本会の事業を支援する賛助会費を納入した個人または団体である。</p> <p>第10条 会費は理事会で立案し、評議員会と総会の承認を得る。</p> <p>(役員) 第11条 本会に次の役員を置く。 1. 理事 10名以上15名以内 (うち理事長 1名) 2. 監事 2名</p> <p>(理事の職務) 第13条 理事長は、本会を代表し会務を統轄する。 2. 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事がその職務を代理し、又はその職務を</p>	<p>1. 学術集会の開催 2. 国際交流の促進 3. 国際的研究者の育成 4. その他、本会の目的達成に必要な事項</p> <p>(会員) 第5条 本会の会員を次のように分ける。 1. 一般会員 2. 名誉会員 3. 賛助会員</p> <p>第6条 一般会員は本会の目的に賛同し、所定の年会費を納入した者で、その年度の学術講演会での講演発表の権利を有する。また3年連続して会費を納入しなかった者は会員の権利を失う。</p> <p>2. 一般会員が退会を希望するときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。</p> <p>第7条 名誉会員は本会の目的に関し特に功績のあった者で理事会が推薦し、評議員会の承認を得て決定し、総会に報告する。</p> <p>2. 名誉会員は一般会員と同等の資格および権利を有するが会費は免除される。</p> <p>第8条 賛助会員は本会の目的に賛同し、賛助会費を納入した個人または団体である。</p> <p>第9条 一般会員および賛助会員の会費は理事会で立案し、評議員会と総会の承認を得る。</p> <p>(役員) 第10条 本会に次の役員を置く。 1. 理事 若干名 (うち理事長 1名) 2. 監事 2名</p> <p>(理事の職務) 第12条 理事長は、本会を代表し会務を統轄する。 2. 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事がその職務を代理し、又はその職務を</p>
--	---

<p>行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 理事は理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。 4. 理事は理事長の業務を補佐する。 5. 理事長は必要に応じ、本会の運営に必要な研究賞選考委員会などの諸種委員会の設置および委員の委嘱を行なうことができる。 6. 理事長又はその代理者は、日本内分泌学会理事会上にオブザーバーとして出席する。 <p>(役員任期)</p> <p>第15条 理事長の任期は2年とする。連続する場合は1期に限り再任できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 理事の任期は2年とする。評議員の投票により選ばれた理事は、<u>理事会の推薦ならびに</u>評議員会・総会の選任決議を経て、もう1期再任<u>される</u>。所定の任期終了後も評議員の投票または理事長の推薦により再選された場合には重任を妨げない。 3. 監事の任期は2年とする。連続する場合は1期に限り再任できる。 4. 役員任期は学術集会時の総会の日からはじまり、それぞれ定められた任期を経た後の学術集会時の総会の日をもって終了する。 5. 役員は65歳の誕生日を迎えた後は、現在の任期を終了した後、更に再任されることはない。 <p>(理事会)</p> <p>第17条 理事会は理事の現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することは出来ない。ただし、他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者としてみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 理事会の決定は出席者の過半数による。可非同数の時は、理事長が決する。 3. 理事長は出席が必要と認めた者を、オブザーバーとして理事会に出席させることができる。 <p>(評議員の選出および任期)</p> <p>第18条 評議員は評議員2名以上の推薦に基づき、理事長が理事会に諮り、評議員会の議を経て定め、学術集会時の総会の承認を得るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 評議員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は理事会において審議し、評議員会および総会の承認を得るものとする。 3. 評議員は4年の任期を満了しない場合でも、65歳の誕生日を迎えた後の学術集会時の総会の日をもって任期を終了する。 	<p>行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 理事は理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。 4. 理事は理事長の業務を補佐する。 5. 理事長は必要に応じ、本会の運営に必要な研究賞選考委員会などの諸種委員会の設置および委員の委嘱を行なうことができる。 6. 理事長又はその代理者は、<u>日本内分泌学会との十分な連絡を図るため</u>、日本内分泌学会理事会上にオブザーバーとして出席する。 <p>(役員任期)</p> <p>第14条 理事長の任期は2年とする。連続する場合は1期に限り再任できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 理事の任期は2年とする。評議員の投票により選ばれた理事は評議員会・総会の選任決議を経て、<u>連続して</u>もう1期再任<u>できる</u>。所定の任期終了後も評議員の投票または理事長の推薦により再選された場合には重任を妨げない。 3. 監事の任期は2年とする。連続する場合は1期に限り再任できる。 4. 役員任期は学術集会時の総会の日からはじまり、それぞれ定められた任期を経た後の学術集会時の総会の日をもって終了する。 5. 役員は65歳の誕生日を迎えた後は、現在の任期を終了した後、更に再任されることはない。 <p>(理事会)</p> <p>第16条 理事会は理事の現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することは出来ない。ただし、<u>当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示した者および</u>他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者としてみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 理事会の決定は出席者の過半数による。可非同数の時は、理事長が決する。 3. 理事長は出席が必要と認めた者を、オブザーバーとして理事会に出席させることができる。 <p>(評議員、<u>功勞評議員</u>の選出および任期)</p> <p>第17条 評議員は評議員2名以上の推薦に基づき、理事長が理事会に諮り、評議員会の議を経て定め、学術集会時の総会の承認を得るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 評議員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は理事会において審議し、評議員会および総会の承認を得るものとする。 3. 評議員は4年の任期を満了しない場合でも、65歳の誕生日を迎えた後の学術集会時の総会の日をもって任期を終了する。 4. <u>功勞評議員は、第17条3項により任期を終了した評議員で、議員歴10年以上の経歴を有し</u>
--	--

<p>(評議員の職務)</p> <p>第19条 評議員は評議員会を組織して、理事長および理事会の諮問事項、その他本会の運営に関する事項を審議する。</p> <p>(評議員会)</p> <p>第21条 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、他の評議員を代理人として表決を委任した者は、出席者としてみなす。</p> <p>2. 評議員会の決定は出席評議員の過半数による。可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>(総会)</p> <p>第22条 総会は正会員をもって組織する。</p> <p>第24条 総会の議長は出席正会員の互選により定める。</p> <p>第26条 総会は正会員現在数の3分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者としてみなす。</p> <p>2. 総会の決定は出席正会員の過半数による。可否同数のときは、議長が決する。</p>	<p><u>本会に功労のあった者の中から、理事会の議決を経て推薦される。</u>(第7条へ)</p> <p>(評議員、功労評議員の職務、権利)</p> <p>第18条 評議員は評議員会を組織して、理事長および理事会の諮問事項、その他本会の運営に関する事項を審議する。</p> <p><u>2. 功労評議員は、評議員会に出席できるが、評議員会の表決に加わることができない。理事長は、必要があると認めた時は、功労評議員に対し意見を求めることができる。</u>功労評議員は本会会費を免除される。</p> <p>(評議員会)</p> <p>第20条 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、<u>当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示したものおよび他の評議員を代理人として表決を委任した者は、出席者としてみなす。</u></p> <p>2. 評議員会の決定は出席評議員の過半数による。可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>(総会)</p> <p>第21条 総会は会員をもって組織する。</p> <p>第23条 総会の議長は出席会員の互選により定める。</p> <p>第25条 総会は会員現在数の3分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、<u>当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示したものおよび他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者としてみなす。</u></p> <p>2. 総会の決定は出席会員の過半数による。可否同数のときは、議長が決する。</p>
--	--

1-2. 定款施行細則の改正について [審議事項]

本年4月24日の理事会において承認されている定款施行細則の改正について、島津理事長より報告され、満場一致で承認された。

【定款施行細則の改正要約】企画・広報担当理事の担当会務について、「学会のホームページ維持および更新に関する管理業務」を追加する。

1-3. 会費規則の改訂について [審議事項]

本年4月24日の理事会において承認されている会費規則の改訂について、島津理事長より、昨今の状況として、収入、支出の関係において安定的な支出増の状態が続いているため、この慢性的な赤字収支に改善すべく会費を見直し、来年度から実施したいとの報告があり、満場一致で承認された。

【会費規則の改訂要約】定款第9条に定める年会費について、理事1万円、評議員7千円、一般会員5千円に増額すると共に学生会員は2千円に据え置き、初期研修医も卒

後2年に限って学生会員に含める。

1-4. 新規則の策定について [報告事項]

本年4月24日の理事会において承認されている新規則の策定について、島津理事長より報告された。

【新規則の策定要約】名誉会員および功労評議員の権利に関して、総会へは共にオブザーバー出席とし表決権を「無」とする、新評議員推薦の権利を共に「有」とする、学術集会参加費について名誉会員は「免除」、功労評議員は「要」とする。

1-5. 学会賞の申請要項改訂について [報告事項]

前日の理事会において承認されている学会賞の申請要項の改訂について、島津理事長より報告された。名誉会員や功労評議員が授賞にふさわしいと考える候補については、打診を受けた評議員がその意向を踏まえて対応する。

【学会賞申請要項の改訂要約】学会賞推薦権者を「評議員または功労評議員」から「評議員」に変更する。

1-6. 若手研究助成金制度の規定改訂について [報告事項]

前日の理事会において承認されている若手研究助成金制度の規定改訂について、島津理事長より報告された。

【若手研究助成金制度規程の改訂要約】これまでの業績に囚われることなく将来性に鑑みたレベルの高い研究計画への助成を目的とする主旨をより明確にするため、選考基準の記載を「若手研究者が取り組む研究の意義や独創性、計画の具体性ならびに実現性を選考し」に変更する。

2. 2014年度庶務報告 [報告事項]

井樋会長より、2014年度の庶務報告として、会員の異動状況、第41回学術集会（10月31日～11月2日：東京）、評議員会・総会（11月1日：東京）、理事会（4月25日：福岡、10月31日：東京）並びに会誌の発行（No. 20およびNo. 21）について報告された。

3. 2014年度決算、2015年度見込み及び2016年度予算案の件 [審議事項]

岩崎泰正 会計担当常務理事より、前日の理事会で承認されている2014年度収支決算について、赤字覚悟の予算立てを行い、結果として収入および支出共に予算額を上回ったが、当初想定より赤字幅縮小の決算に落ち着いたことが報告された。なお、依然として赤字体質の財政基盤は変わっていないことも付け加えられた。これに付随して、第41回学術集会の収支に関しては、予想以上の参加者を得て繰越金が計上されたことが報告された。有田、汾陽両監事から、「決算は適正に執行されていることを確認した」との監

査報告があり、第41回学術集会の収支報告を含む2014年度の決算は満場一致で承認された。

続いて、同常務理事より、前日の理事会で承認されている2015年度収支見込及び2016年度予算について説明された。2015年度収支見込については、賛助会費収入の増加、NewsletterのWeb発行に伴う広告料収入の減少、学会HPの新規製作ならびにINFへの負担金増額などが発生するものの、当期収支差額としては予算より赤字幅縮小のマイナス決算を見込むとの報告があった。2016年度予算については、年会費改訂に伴う収入増加が寄与する結果、当期収支差額は更なる小幅赤字予算を予想しているとの報告があった。徐々に改善はしてきているものの赤字体質の解消が長年の課題であり、若手の入会促進を含めて積極的に取り組んで行きたいとの認識が示され、2015年度決算見込および2016年度予算は満場一致で承認された。

4. 2017年度学術集会会長の件 [審議事項]

島津理事長から、前日の理事会で2017年度学術集会会長候補に高野 幸路 理事（北里大学医学部 内分泌代謝内科学）を選出したとの報告があり、満場一致で承認された。

5. 2015年度名誉会員、功労評議員、評議員再任、新評議員の件 [審議事項]

5-1. 名誉会員推薦について [審議事項]

前日の理事会で承認されている名誉会員の選考について、井樋会長より、今年度は該当者なしとの報告があり、満場一致で承認された。

5-2. 功労評議員推薦について [審議事項]

前日の理事会で審議、承認されている功労評議員の選考について、井樋会長より、末丸 修三 評議員（(医)絃友会 福山友愛病院 副院長）、西塚 雅子 評議員（順天堂大学 医学部 医学教育研究室）の2名を功労評議員として推薦したいとの報告があり、満場一致で承認された。

5-3. 評議員再任について [審議事項]

井樋会長より、前日の理事会で承認されている評議員再任（任期：2015年総会日～2019年総会日）について報告があり、以下の21名の評議員の再任が満場一致で承認された。

赤水 尚史	今城 俊浩	小澤 一史	小野 昌美	蔭山 和則
河田 光博	近藤 國和	篠田 晃	庄司 優	菅原 明
高野 順子	高屋 和彦	田中 一成	東條 克能	十枝内 厚次
西 真弓	西岡 達矢	益崎 裕章	村上 宜男	屋代 隆
山口 秀樹				

5-4. 新評議員推薦について〔審議事項〕

全員が選考資格を満たしているとの資格審査結果に基づき、前日の理事会で承認されている以下の3名の新評議員候補について井樋会長より報告があり、全員の評議員就任が満場一致で承認された。

氏名（申請順）	所属	備考
浅原 哲子	国立病院機構 京都医療センター 臨床研究センター	臨床
佐藤 貴弘	久留米大学 分子生命科学研究所 遺伝情報研究部門	基礎
金本 巨哲	大阪市立総合医療センター 内分泌内科	臨床

6. 2015 年度特別功労賞、学会賞、川上賞、若手研究帝人ファーマ助成金、若手研究奨励賞（YIA）の件〔審議/報告事項〕

6-1. 特別功労賞について〔審議事項〕

中里雅光 次世代育成担当常務理事より、選考委員会（持ち回り審議）の審査、答申を受けて、本年4月24日の理事会で審議した結果、貴邑 富久子 名誉会員（田中クリニック横浜公園 院長）を特別功労賞受賞者に選考したとの報告があり、満場一致で承認された。

6-2. 学会賞について〔報告事項〕

同常務理事より、選考委員会の審査、答申を受けた本年4月24日の理事会で、島津 章 理事長（国立病院機構 京都医療センター 臨床研究センター長）を学会賞受賞者に決定したとの報告があった。

6-3. 川上賞について〔報告事項〕

同常務理事より、本年度は川上賞の受賞候補者の推薦がなかったとの報告があった。

6-4. 若手研究帝人ファーマ助成金について〔報告事項〕

同常務理事より、選考委員会の審査、答申を受けた本年4月25日の理事会で、山田 俊児 評議員（京都府立医科大学大学院医学研究科 解剖学教室 生体構造科学部門）を若手研究帝人ファーマ助成金受賞者に決定したとの報告があった。

6-5. 若手研究奨励賞（YIA）について〔報告事項〕

井樋会長より、10名の応募者の中から、本日午前の口演審査とその後の選考委員会での厳正な審査を経て、小川 晃一郎 会員（名古屋大学大学院 医学系研究科 糖尿病・内分泌内科学講座）、永野 宏 会員（岐阜大学大学院 連合獣医学研究科 獣医薬理学研究室）、清水 彬礼 会員（京都大学大学院 医学研究科 メディカルイノベーションセンター）の3名を若手研究奨励賞受賞者に決定したことが報告された。

以上の5つの受賞者については、総会後に表彰・授与式が執り行われた。

7. 第43回学術集会の準備状況 [報告事項]

第43回学術集会会長の沖 隆 理事より、「興味津々 神経内分泌学」をテーマに、平成28(2016)年10月14日(金)、15日(土)にアクトシティ浜松コンgresセンターにて学術集会を開催するとの報告があった。

8. その他 [報告事項]

8-1. 日本脳科学関連学会連合：評議員の交代、第4回評議員会の報告 [報告事項]

島津理事長より、本学会からの評議員について、大磯前理事長から井樋常務理事へ交代し、島津理事長と上田常務理事は継続することが報告された。

続いて、上田陽一 企画広報担当常務理事より、本年5月9日に開催された第4回評議員会の報告として、各委員会の活動、脳科学研究をめぐる動向などが説明された。19学会でスタートした脳科連は、3学会が参入して現在22学会の会員で構成されていること、ホームページがリニューアルされていることも併せて述べられた。

8-2. Newsletter のウェブ掲載について [報告事項]

上田常務理事より、本年度より、学会誌 Newsletter の冊子による年2回の発行(夏号、冬号)から学会ホームページ上への年1回の掲載(冬号)とすること、既発行の冊子版 Newsletter も含めてホームページから pdf 版を自由にダウンロードできる状態にすること、が報告された。

8-3. 学会ホームページのリニューアルについて [報告事項]

井樋会長より、体裁が古くなった学会の現ホームページの使い勝手を向上させ、より魅力的なものとするため、リニューアル版を構築中であるとの報告があった。

以上

(理事長、各常務理事 校閲済)